

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 公印を改刻しその使用を開始する件 二九
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 二九
 - 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 二九
 - 地籍調査に関する事業計画を定めた件 二九
 - 県営土地改良事業の異種目換地指定の件 二九
 - 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可した件 二九
 - 公募型プロポーザル方式により契約の見積人を選定する件 二九

告 示





福島県告示第三百九十八号

公印を次のように改刻し、平成二十九年六月一日その使用を開始する。

平成二十九年五月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

職印

番号	公印の名称	印影	公印管理者
10の2	福島県知事印（横書き文書用）		総務部文書管財総室文書法務課長
	福島県知事印（横書き文書用）		
	福島県知事印（横書き文書用）		
	福島県知事印（横書き文書用）		

（文書法務課）

福島県告示第三百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年五月二十六日から同年九月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報政策課

市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年五月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
曾根田ショッピングセンター 福島県福島市曾根田町十二番地一
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日
別紙書面のとおり

四 届出年月日
平成二十九年五月九日

五 届出をした者
株式会社福島まちづくりセンター

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年五月二十六日から同年六月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年五月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ヨークベニマル会津城西町店 福島県会津若松市城西町六番一ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
1 来店及び退店車両の誘導方法、経路等については、関係機関との協議を継続しながら万全の対策を実施し、最大限の交通安全への配慮や交通渋滞等の解消に積極的に努めること。

2 出店後においても、周辺地域の生活環境保全に関する苦情や要望などの問題が発生した場合には、速やかに誠意ある対応を行うこと。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十九年年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。
平成二十九年五月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
福島市	大波第九 大波第一〇 大波第一一	平成三〇年三月三十一日
会津若松市	花春町第四	同
郡山市	笹川第二 石筵 石筵第二 笹川第三 石筵第三	同
いわき市	上永井F 大平G	同
白河市	石切場	同
須賀川市	滝第五	同
喜多方市	小舟寺第二	同
伊達市	梁川第一二 梁川第一三 梁川第一四	同
岩瀬郡天栄村	広戸第二五 湯本第二四	同
南会津郡下郷町	枝松第三	同
同 郡南会津町	永田第五 永田第六	同
耶麻郡北塩原村	大塩第八	同
河沼郡湯川村	米丸 森台	同

大沼都会津美里町	福永第二 蕎麦ノ日	同
東白川郡埴町	川上七 川上八	同

(農村計画課)

福島県告示第四百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項で準用する同法第五十三条の二第一項の規定により、次の土地を県管区画整理事業右田・海老地区に係る換地計画において非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成二十九年五月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地の表示
南相馬市鹿島区南海老字西畑一六番地一
同 市鹿島区北右田字稲荷田七八番地一

地積(平方メートル)
一、〇〇三のうち五〇〇
六三八のうち五〇〇
(農地管理課)

福島県告示第四百三号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十九年五月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住所又は所在地	貸借権の設定等を受ける土地
株式会社 フェリスラテ	福島市土船字新林二五一一七	福島市桜本字会沢新林一九ほか四十一筆
佐藤 裕一	福島市町庭坂字原中二一一五	福島市笹木野字笹木野原四一一一ほか一筆
栗原 正司	福島市大波字水戸内一一一三	福島市大波字土屋場一三一―一
株式会社 穂之和元氣フア―	福島市松川町字脇原三二―三	福島市松川町字上本西五八―一ほか十筆

長南 昭一	福島市松川町浅川字古浅川四四	福島市松川町字大名一九ほか二十四筆
加藤 勇治	○ 福島市荒井字目増二	福島市荒井字古内北四七―一ほか三十一筆
黒澤 喜久夫	○ 福島市大森字高畑一〇二―三	福島市大森字団子田八二ほか十八筆
佐藤 正吉	福島市鎌田字船前一二―二	福島市佐原字下林二七―一ほか二筆
佐藤 洋一	○ 福島市方木田字赤沢三〇	福島市下鳥渡字中谷地二九ほか三筆
株式会社 カトウファーム	福島市大笹生字横堀一一―一	福島市笹谷字中横堀五六ほか二筆
佐藤 幹彦	福島市笹谷字塗谷地六三	福島市大笹生字吹内一五
佐藤 儀一	福島市笹谷字伏之内四六	福島市笹谷字白田三二
遊佐 利右衛門	福島市笹谷字西小櫛一八	福島市笹谷字東金屋二八ほか八筆
遠藤 幸一	本宮市青田字古館二五―二	本宮市青田字古館四五―一ほか十筆
渡辺 雅弘	二 本宮市青田字寄松三	本宮市青田字大谷下六〇ほか三筆
有限会社 アグリサービスあさか野	郡山市日和田町字北野二六	郡山市喜久田町早稲原字弥五郎五七―一ほか百六十筆

飛澤 良男	岩瀬郡鏡石町笠石二 三	岩瀬郡鏡石町南町九五―一ほか四筆
石井 拓	岩瀬郡天栄村大字柿 之内字沖内二七	岩瀬郡天栄村大字沖内字沖田六三ほか 五筆
岩橋 亮	田村郡小野町大字塩 庭字永志田七五	田村郡小野町大字塩庭字阿勢婦八
熊田 甚一	白河市大信増見字増 見一九一	白河市大信増見字落合二八―一ほか六 筆
有限会社 白 河高原農場	西白河郡西郷村大字 鶴生字萱窪二―一	西白河郡西郷村大字熊倉字大久保五九 ほか六十一筆
株式会社 山 市農産	西白河郡西郷村大字 熊倉字風吹一五〇	西白河郡西郷村大字熊倉字関根九一ほ か三筆
須藤 好道	西白河郡西郷村大字 熊倉字沼田八〇	西白河郡西郷村大字熊倉字風吹一六七 ほか四筆
仁平 次雄	西白河郡西郷村大字 熊倉字麦田三六	西白河郡西郷村大字熊倉字風吹一七〇― 一ほか四筆
仁平 兼二郎	西白河郡西郷村大字 熊倉字麦田三四	西白河郡西郷村大字熊倉字カラス四〇 ほか三筆
宮川 長太郎	西白河郡西郷村大字 熊倉字麦田一四	西白河郡西郷村大字熊倉字妙見前五〇 ほか三筆
角田 誠一郎	西白河郡矢吹町内 二〇一	西白河郡矢吹町子八清水一五五ほか五 筆
本田 武史	会津若松市一箕町大 字八幡字墓料五七	会津若松市一箕町大字八幡字石部二三 ほか七筆
木津 順一	会津若松市町北町大 字中沢字平沢四四八	会津若松市町北町大字中沢字平沢六五 九

伊藤 重明	会津若松市高野町大 字上高野字村内三九	会津若松市高野町大字上高野字村内二 〇―一ほか十一筆
伊藤 由喜	会津若松市高野町大 字上高野字村内八〇	会津若松市高野町大字上高野字村内一 七一ほか八筆
中島 吉昌	会津若松市神指町高 瀬新田二一	会津若松市神指町大字高瀬字大田五二― 三ほか一筆
菊地 要一	会津若松市門田町大 字徳久字竹之元五六 九	会津若松市門田町大字日吉字小金井七 六ほか五筆
有限会社 ご んべい	大沼郡会津美里町福 重岡倉崎乙九五九	会津若松市北会津町下野字濁川向五二― 一ほか一筆
武藤 昭夫	会津若松市白虎町一 四五―一	会津若松市河東町広田字原一〇〇
小山 要一	会津若松市大戸町大 字高川乙二〇七	会津若松市大戸町上雨屋一二二八ほか 一筆
二瓶 剛史	会津若松市大戸町上 雨屋四三七	会津若松市大戸町上雨屋一二二九
浅野 日出子	会津若松市湊町大字 共和字西田面五二四	会津若松市湊町大字共和字寺南三九― 一ほか二十筆
阿部 一	会津若松市湊町大字 共和字西田面六三四	会津若松市湊町大字共和字向山一一七 ほか九筆
阿部 孝二	会津若松市湊町大字 共和字西田面二七四	会津若松市湊町大字共和字向山六三― aほか二十三筆
荒川 茂	会津若松市湊町大字 共和字西田面五六八	会津若松市湊町大字共和字向山七一― 一ほか十七筆
荒川 洋一	会津若松市湊町大字 共和字西田面一五九	会津若松市湊町大字静瀉字地間二七一 ほか二筆

五十嵐 裕美 子	一ノ瀬 浩樹	一ノ瀬 三男	岡島 昭夫	簡 ツヤコ	児玉 健二	児玉 修一	小松山 寿範	小松山 駿	小松山 昭一	小松山 正一	小松山 豊栄
会津若松市湊町大字 共和字西田面六七一	会津若松市町北町大 字上荒久田字畑村東 四〇―八	会津若松市湊町大字 共和字西田面一〇一	会津若松市湊町大字 共和字西田面三六八	会津若松市湊町大字 共和字西田面二六〇	会津若松市湊町大字 共和字西田面四四一	会津若松市湊町大字 共和字大清水一九	会津若松市湊町大字 共和字西田面五二九― 一	会津若松市湊町大字 共和字西田面二七二	会津若松市湊町大字 共和字西田面二七二	会津若松市湊町大字 共和字西田面五〇六	会津若松市湊町大字 共和字西田面五二三
会津若松市湊町大字静瀉字地間三〇四 ほか一筆	会津若松市湊町大字共和字寺南五五ほ か七筆	会津若松市湊町大字共和字西田面一〇 〇―二ほか七筆	会津若松市湊町大字共和字向山六八― aほか十四筆	会津若松市湊町大字共和字道上五六― 一ほか八筆	会津若松市湊町大字共和字寺南二二ほ か六筆	会津若松市湊町大字原字藁ヶ作三八― 一ほか十七筆	会津若松市湊町大字共和字向山六八― Cほか二十筆	会津若松市湊町大字共和字道上二三ほ か九筆	会津若松市湊町大字共和字向山六九ほ か六十筆	会津若松市湊町大字共和字向田九三ほ か九筆	会津若松市湊町大字共和字向田一〇八 ほか五筆

小松山 春男	小松山 正司	小松山 義博	島田 弘美	鈴木 正司	鈴木 正幸	田中 晴夫	田中 義正	遠山 友一	二瓶 剛一	長谷川 貞子	星 一夫	星 幸一
会津若松市湊町大字 共和字西田面四四五	会津若松市湊町大字 共和字西田面三五〇	会津若松市湊町大字 共和字西田面三七一	会津若松市湊町大字 共和字西田面五一七	会津若松市湊町大字 共和字西田面五二八	会津若松市湊町大字 共和字西田面二七三	会津若松市湊町大字 共和字西田面二四九	会津若松市湊町大字 共和字西田面六六八	会津若松市湊町大字 共和字大清水九	会津若松市湊町大字 共和字西田面二五一	会津若松市湊町大字 共和字西田面四三四	会津若松市湊町大字 共和字西田面四九八	会津若松市湊町大字 共和字西田面四七三
会津若松市湊町大字共和字西田面九九― 一ほか四筆	会津若松市湊町大字共和字向田一〇三 ほか十筆	会津若松市湊町大字共和字寺田一〇四 ほか七筆	会津若松市湊町大字共和字寺南四二ほ か七筆	会津若松市湊町大字共和字寺田九四― 一ほか十筆	会津若松市湊町大字共和字西田面七二 ほか七筆	会津若松市湊町大字共和字向田一〇〇 ほか十筆	会津若松市湊町大字共和字向田一〇五― 一ほか八筆	会津若松市湊町大字共和字寺南九ほか 二十二筆	会津若松市湊町大字共和字向田九九― 一ほか十三筆	会津若松市湊町大字静瀉字地間三〇六 ほか三筆	会津若松市湊町大字共和字西田面一〇 二ほか十一筆	会津若松市湊町大字共和字向山六三― bほか七筆

東條 貞一郎	岩本 充	鈴木 幸男	株式会社くまのり楽農 株式会社 東田面農産	株式会社くまのり楽農	加藤 明男	渡部 伸人	渡部 利息	渡部 君雄	宮崎 伝	星 浩	星 司	星 政治
喜多方市岩月町宮津字台田九三八	喜多方市岩月町宮津字宮東一六六一	喜多方市豊川町高堂太字村中二七三一	会津若松市湊町大字平潟字家ノセト三〇	会津若松市湊町大字共和字熊野鼻二三	会津若松市湊町大字共和字下馬渡三八	会津若松市湊町大字共和字西田面五〇七	会津若松市湊町大字共和字西田面一六五	会津若松市湊町大字共和字西田面三九三	会津若松市湊町大字共和字西田面一六六	会津若松市湊町大字共和字西田面五〇〇	会津若松市湊町大字共和字西田面五六二	会津若松市湊町大字共和字西田面四八八
喜多方市岩月町宮津字銭神一六	喜多方市岩月町宮津字銭神一二二	喜多方市豊川町高堂太字村中一九二五ほか二筆	会津若松市湊町大字平潟字平四一ほか一筆	会津若松市湊町大字共和字村前二三ほか五筆	会津若松市湊町大字共和字村東一五四	会津若松市湊町大字共和字滝ノ前七九ほか十八筆	会津若松市湊町大字共和字寺田九二一ほか十筆	会津若松市湊町大字共和字向山六三二Cほか二筆	会津若松市湊町大字共和字向田九六一ほか十筆	会津若松市湊町大字共和字西田面一一〇ほか五筆	会津若松市湊町大字共和字向山五四一ほか二十四筆	会津若松市湊町大字共和字六十苅二四四一三ほか四筆

佐々木 長徳	穴沢 文浩	金子 豊	穴澤 安夫	田代 宏昭	譲矢 満	芳賀 正武	芳賀 耕平	鈴木 貞喜	小林 郁男	佐藤 孝徳	阿部 元則	安藤 大介
喜多方市塩川町五合字金森甲五五二	喜多方市塩川町常世字西町六八二	喜多方市塩川町常世字西町六八〇	喜多方市塩川町常世字萱場四九五	喜多方市高郷町上郷字狸石丙三七九	喜多方市塩川町五合字中屋敷乙二九一一	喜多方市塩川町五合字中屋敷乙三〇〇	喜多方市塩川町五合字中屋敷乙三四八	喜多方市塩川町五合字中屋敷乙三一	喜多方市塩川町五合字中屋敷乙三〇六	喜多方市塩川町四奈川字能力二五	喜多方市塩川町四奈川字若宮一三六九	喜多方市塩川町遠田字谷地中三二八四
喜多方市一時利用地駒形第二二〇三二二ほか十筆	喜多方市一時利用地駒形第二三三二八一二二ほか五筆	喜多方市一時利用地駒形第二二四〇一一ほか八筆	喜多方市一時利用地駒形第二二四二二ほか八筆	喜多方市高郷町上郷字西海枝二七一ほか十一筆	喜多方市塩川町五合字天神宮一八ほか十五筆	喜多方市塩川町五合字天神宮一ほか十一筆	喜多方市塩川町五合字天神宮一二ほか二十二筆	喜多方市塩川町五合字天神宮一六ほか五筆	喜多方市塩川町五合字天神宮一一ほか四筆	喜多方市塩川町四奈川字扇田八一ほか八筆	喜多方市塩川町四奈川字鏡ノ町一〇一ほか四筆	喜多方市塩川町遠田字捲原一七二一ほか五筆

大庭 裕	渡部 賢次	五十嵐 孝市	遠藤 啓彦	後藤 孝幸	木村 春夫	物江 義明	田沢 正人	株式会社 原農産 塚	大西 尚和	大西 司	齋藤 敏	齋藤 秀一
耶麻郡猪苗代町大字 磐根字土田三四三一	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字土田三二九三	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字土田三三三三	耶麻郡磐梯町大字大谷字村添二二一五	耶麻郡磐梯町大字赤枝字宮在家二二二	喜多方市塩川町常世字東南沢三八二五	喜多方市塩川町中屋沢字竹屋丙四八	喜多方市塩川町常世字上村九二六	喜多方市塩川町大字金橋字金川二〇九八	喜多方市塩川町常世字上村八五七	喜多方市塩川町常世字上村九三〇	喜多方市塩川町常世字上村八七〇	喜多方市塩川町常世字上村八六九
耶麻郡磐梯町大字更科字七ツ森七〇四 六ほか一筆	耶麻郡磐梯町大字磐梯字七ツ森八〇二 〇ほか三十筆	耶麻郡磐梯町大字更科字七ツ森七〇四 一	耶麻郡磐梯町大字大谷字石橋三一ほか 一筆	耶麻郡磐梯町大字赤枝字下り五六ほか 四筆	喜多方市一時利用地駒形第一二八四一 二ほか八筆	喜多方市一時利用地駒形第一一三八一 二ほか三十六筆	喜多方市一時利用地駒形第一二二六七 ほか五筆	喜多方市一時利用地駒形第一二二一三 ほか一筆	喜多方市一時利用地駒形第一一三九一 一ほか五筆	喜多方市一時利用地駒形第一二二五七 ほか十一筆	喜多方市一時利用地駒形第一二二七三 ほか五筆	喜多方市一時利用地駒形第一二二三五 ほか二十一筆

大月 喜裕	石川 重廣	佐賀 久人	五十嵐 孝市	遠藤 功	遠藤 慶一	星 拓	阿部 達也	大久保 春雄	渡部 一和	鈴木 博文
耶麻郡猪苗代町大字 磐根字土田三四〇九	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字土田三四三二	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字湯達沢二五五 四	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字土田三三三三	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字土田三八六一 二	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字土田三三二五	耶麻郡猪苗代町大字 三ツ和字新在家一四 二四	耶麻郡猪苗代町大字 三郷字下太子堂三八 〇	耶麻郡猪苗代町大字 山瀉字空窪前一〇一 六	耶麻郡猪苗代町大字 川桁字元幸野七二	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字土田三一五二
耶麻郡猪苗代町大字 磐根字十郎橋四ほ かに二十一筆	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字神送九一 一 ほか三十四筆	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字村東一四八 ほか十一筆	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字十郎橋五ほ かに十筆	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字神送一ほか 六十二筆	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字神送二八ほ かに十筆	耶麻郡猪苗代町大字 三ツ和字沢目四〇 八ほか二筆	耶麻郡猪苗代町沼ノ倉南一ほか五筆	耶麻郡猪苗代町大字 山瀉字山瀉東三七 ほか二十七筆	耶麻郡猪苗代町大字 川桁字家ノ前三六 三二ほか五筆	耶麻郡磐梯町大字 磐梯字七ツ森八〇二 二一ほか三筆

大庭 裕	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字土田三四三一	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字神送二二三 一ほか二十三筆
渡部 賢次	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字土田三二九三	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字神送六ほか 十五筆
鈴木 吉信	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字土田三四〇三	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字十郎橋二ほか 十筆
鈴木 博文	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字土田三一五二	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字十郎橋一〇一 一ほか五筆
横山 盛雄	河沼郡会津坂下町大 字中泉字貫沙田四四一	河沼郡会津坂下町大字 中泉字中政所西 五五―一ほか五筆
あぐり勝方 株式会社	河沼郡会津坂下町大 字勝大字上條一七一 二	河沼郡会津坂下町大字 勝大字東原二二 ほか二十筆
佐藤 武喜	河沼郡会津坂下町大 字長井字花畑二一八 四	河沼郡会津坂下町大字 長井字新田東一 四五―一ほか四十一筆
齋藤 文範	河沼郡会津坂下町大 字見明字村内一四五 一	河沼郡会津坂下町大字 塔寺字馬場二二一 一ほか五筆
武藤 健助	河沼郡会津坂下町大 字中泉字中屋敷一八 一四	河沼郡会津坂下町大字 中泉字中政所西 一ほか一筆
賀川 博男	河沼郡会津坂下町大 字御池田字石田八七 七	河沼郡会津坂下町大字 沼越字村前一三 八ほか二筆
有限会社 会 津みずほ農場	河沼郡会津坂下町字 市中二番甲三五九〇	河沼郡会津坂下町大字 御池田字御池二 五ほか二十三筆

渡辺 清栄	河沼郡会津坂下町大 字高寺字舟渡四六六 二	河沼郡会津坂下町大字 高寺字五味四三 ほか六筆
猪俣 正彦	河沼郡会津坂下町大 字樋島字上野二二二 六	河沼郡会津坂下町大字 樋島字野沢作一 〇ほか二筆
遠藤 和栄	河沼郡会津坂下町大 字新開津字村内五	河沼郡会津坂下町大字 新開津字大戸前 二四ほか五筆
三澤 功	河沼郡湯川村大字熊 ノ目字居花一四一二	河沼郡湯川村大字熊ノ 目字中ノ目東四 三ほか五筆
蓮沼 哲	河沼郡会津坂下町大 字金上字東村八四	河沼郡湯川村大字熊ノ 目字中ノ目西七 七ほか七筆
志保原 一夫	河沼郡柳津町大字郷 戸字石生甲一九〇七	河沼郡柳津町大字郷戸 字米野一三十一 ほか二筆
五十嵐 富夫	大沼郡昭和村大字両 原字持石四七一二	大沼郡昭和村大字佐倉 字馬場四
本名 昭司	大沼郡昭和村大字佐 倉字馬場七四二	大沼郡昭和村大字佐倉 字三百苜七ほか 九筆
株式会社 グリーンファーム	大沼郡昭和村大字下 中津川字宮田二五四 八	大沼郡昭和村大字松山 字上新田一五一 一ほか三筆
有限会社 ごんべい	大沼郡会津美里町福 重岡字倉崎乙九五九	大沼郡会津美里町氷玉 字岩室七二ほか 三筆
北のオリーブ 合同会社	いわき市平下平窪字 鍛冶内二九	いわき市四倉町玉山 字字ノ淵三三十一 ほか九筆

二 認可年月日
平成二十九年五月二十六日

(農業担い手課)

公告第116号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける荷役機械建造工事（コンベア設備他）の請負について、公募型プロポーザル方式（技術提案書（機械の仕様等）及び工事に要する費用の参考見積（以下「見積書」という。）を公募し、当該工事にふさわしい総合的に優れた技術提案書及び見積書を提出した者を随意契約の相手方とする方式）により当該工事に係る契約の見積人を選定するので、次のとおり公告する。

平成29年 5月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 工事概要

- (1) 調達をする建設工事の件名及び数量 小名浜港・荷役機械建造工事（コンベア設備他） 一式
- (2) 工事名 荷役機械建造工事（コンベア設備他）
- (3) 港名 小名浜港
- (4) 工事箇所 福島県いわき市小名浜字高山地先
- (5) 工事内容 ベルトコンベア 一式、トラック積みホッパ 一基、アンローダ 一基
- (6) 履行期限 平成31年12月27日

2 参加資格

技術提案書及び見積書（以下「技術提案書等」という。）を提出する者（以下「提出者」という。）は、(1)に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該プロポーザルに係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）又は(2)に掲げる条件を全て満足している単独の者であること。

(1) 共同企業体の資格要件

ア 構成員の全てが(7)から(8)までに掲げる条件を全て満足している者であること。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(8) 評価基準日（平成29年7月4日（技術提案書等の提出期限の日））に福島県

建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限措置中の者でないこと。

- (ウ) 機械器具設置工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の機械器具設置工事の項に規定する機械器具設置工事業をいう。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- (ウ) この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査を受けていること。
- イ 構成員は、2者又は3者であること。
- ウ 共同企業体の運営について必要な事項を定めた協定書を締結している者であること。
- エ 構成員において決定された代表者が、ウの協定書において明らかな者であること。
- オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件プロポーザルに参加しないこと。
- (2) 共同企業体でない単独の者の資格要件
- ア (1)のアの(ア)から(ウ)までに掲げる資格要件を全て満足する者であること。
- イ 共同企業体の構成員として本件プロポーザルに参加しない者であること。
- 3 技術提案書等の評価基準及び選定の方法
- 荷役機械建造工事（コンベア設備他）公募型プロポーザル方式募集要領（以下「募集要領」という。）による。
- 4 参加の手続
- (1) 問合せ先
- 郵便番号971-8101 福島県いわき市小名浜字辰巳町56番地
福島県小名浜港湾建設事務所建設課
電話0246-53-7146
- (2) 募集要領、各種様式等の配布
- ア 配布期間
平成29年5月26日（金）から同年6月7日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- イ 配布場所
(1)に掲げる場所において手交し、又は郵送する。
なお、福島県小名浜港湾建設事務所ホームページ（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41400a/>）からダウンロードして入手することができる。
- ウ 配布方法
- (ア) 手交を希望する場合
電子データ保存用の未使用のCD-Rを(1)に掲げる場所に持参すること。CD-Rに複製し、手交する。
- (イ) 郵送による配布を希望する場合
表に「荷役機械建造工事（コンベア設備他）公募型プロポーザル方式募集要領等請求用封筒在中」と明記した封筒に、電子データ保存用の未使用のCD-Rと返信用の封筒（日本工業規格A列4番の大きさの用紙が20枚程度入る大きさの封筒に必要額の郵便切手を貼付の上、返信先を明記）を同封し、一般書留又は簡易書留郵便で(1)に掲げる場所に郵送すること。CD-Rに複製し、返送する。配布期間内の消印のあるものに限り有効とする。
- (3) 質問書
技術提案書等の作成又は提出に関し疑義があるときは、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。
- ア 提出期間
平成29年5月26日（金）から同年6月1日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- イ 提出方法

(1)に掲げる場所に持参又は郵送によるほか、ファクシミリ(0246-53-7130)又は電子メール(onahama.kouwan@pref.fukushima.lg.jp)によって提出することができる。ただし、ファクシミリ又は電子メールによる場合は、必ず質問書送信の旨を電話により連絡し、後日、質問書を持参又は郵送により提出すること。

ウ 回答

質問に対する回答は平成29年6月6日(火)から同年7月4日(火)までの間、福島県小名浜港湾建設事務所ホームページ(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41400a/>)に掲載するほか、書面による回答を希望する者には(1)に掲げる場所において回答書を手交する。

(4) 技術提案書等の提出

ア 提出期限

平成29年7月4日(火)午後5時まで

イ 提出方法

(1)に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留によるものとし、提出期限内必着とする。

ウ 提出書類

募集要領による。

(5) 見積書の徴取

3に定めるところにより選定された工事請負候補者から、当該契約に係る見積書を徴取する。

5 その他

(1) 技術提案書等の提出の無効

次のいずれかに該当する場合、技術提案書等は無効とする。

ア 提出者が2に定める参加資格等を満たしていない場合

イ 同一の者が2つ以上の技術提案書等を提出した場合

ウ 技術提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合(技術提案書等に参加資格の確認のための書類及び技術提案書等の内容を確認するための書類が添付されていない場合を含む。)

なお、提出期限の日までに技術提案書等が到着しないことを理由に技術提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。

エ 技術提案書等の作成様式及び募集要領に示された条件に適合しない場合(評価項目を0点とするなどの無効以外の取扱いが示されている条件を除く。)

オ 虚偽の内容が記載されている場合

カ 技術提案書等の提出から契約までの間に、実施体制に記載した提案担当技術者が本工事に携わることが困難となった場合(病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除く。)

キ 募集要領に定める手続以外の手法により、審査委員又は関係者に技術提案書等に対する援助又は問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合

ク ヒアリング当日に出席しなかった場合(交通事故、自然災害等の不測の事態が発生し、ヒアリング開始時刻に到着できなかった場合を除く。)

(2) 契約保証金

契約相手方となった者は、福島県工事請負契約約款(平成8年3月29日付け財第175号総務部長依命通達)の規定により、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(3) 契約の成立

本工事の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方(法人である場合は、法人の役員又はその使用人)が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は、募集要領等による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the contract : The construction work of the Bulk cargo handling machinery (Conveyor equipment, etc.) on the Port of Onahama 1 set
- (2) Time-limit of proposals : 5:00 p.m., 4 July 2017
- (3) Contact point for the notice : Onahama Port Facilities Construction Office, 56 Tatsumi-cho, Onahama, Iwaki-shi, Fukushima 971-8101 Japan TEL0246-53-7146

(小名浜港湾建設事務所)